

メンタルメイクセラピスト 4級検定試験受験要綱

※「メンタルメイクセラピスト」は、公益社団法人
顔と心と体研究会の登録商標です。

メンタルメイクセラピスト 4級検定試験を以下のとおり実施します。

試験日：2019年11月9日（土）

試験場所：東京・大阪

応募期間：7月26日（金）から9月27日（金）まで

【受験要綱】

1. メンタルメイクセラピスト 4級検定とは

メンタルメイクセラピスト 4級検定は、自分の顔にメイクをするための正しい知識をもっているかどうかを認証するための検定試験です。

メンタルメイクセラピストは、1級、准1級、2級、3級、4級の5段階で資格認証されます。資格認証制度の概要については、当法人ホームページをご覧ください。

2. 受験資格

メイクに関心のある方ならどなたでも受けることができます。

3. 試験内容と合格基準

(1) 筆記試験 35問（択一又は複数選択問題）：試験時間 60分

(2) 試験範囲

- メイクを行うための顔や肌の構造や質についての知識
- スキンケア・ベースメイク・眉メイク・アイメイク・リップなどのメイク技術に関する知識
- 肌悩み別のアプローチに関する知識
- 化粧品とその関連法規に関する知識

(3) 合格基準：28問以上の正解により合格と認めます。（問題の難易度により若干調整することがあります。）

4. 試験日とタイムスケジュール

2019年11月9日（土）

9時30分 受付開始

10時00分 注意事項説明

10時05分 試験開始

11時05分 試験終了

5. 試験地

東京 大阪

詳細な試験場所につきましては、受験票でお知らせします。事前のお問合せにはお答えできません。

6. 受験料

3,000 円+税 (3,240 円 ※2019 年 9 月 30 日まで有効)

7. 応募期間

受験要綱公表日 (7 月 26 日 (金)) から 9 月 27 日 (金) まで (当日消印有効)

8. 応募方法

(1) 応募期間の終了日までに、メール又は郵送にて以下の情報を送付するか、当法人ホームページの申込サイトから申込みを行ってください。

1. メンタルメイクセラピスト検定 4 級試験を受ける旨
2. 受験者氏名 (ふりがな)
3. 住所 (受験票等郵送先)
4. 電話番号
5. 生年月日
6. 年齢
7. 性別 (戸籍上又は自己の選択のいずれでも、また無回答でも結構です。)
8. 連絡先メールアドレス (当法人からのメールを受信できるよう設定をお願いします。)
9. 職業
10. 受験地の選択 (東京又は大阪)
11. この検定を何でお知りになりましたか?

(2) 宛先

郵送の場合 : 〒160-0017 東京都新宿区左門町 3-1 左門イレブンビル 4 F
公益社団法人 顔と心と体研究会

メールの場合 : info@kaokorokarada.org

ホームページからもお申込みできます。

9. 受験料の支払

受験申込み後 5 日以内に、以下の銀行口座に受験料を振込んでください。

三菱 UFJ 銀行 四谷支店

普通預金 0134448 口座名 公益社団法人 顔と心と体研究会

シャ) カオトココロトカラダケンキュウカイ

※受験者名と同一の氏名で振込んでください。

※振込手数料はご負担願います。

※受験料の振込みがなければ受験することはできません。

※いかなる場合も受験料の返金はいりません。

10. 受験票の受取り

応募期間終了後、事務局にて送付された情報及び受験料の振込みを確認し、10月25日（金）までに受験票を発送します。

11. 試験日当日の持ち物

1. 受験票（**受験票を所持しない者は、受験できません。**）
2. 身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど、公的機関が発行し、氏名、生年月日、本人写真が確認できるもの）
3. 筆記用具（HB 又は B の黒鉛筆又はシャープペンシル+消しゴム）
4. 時計又は腕時計（スマートフォンは時計代わりには使えません。下記 14（11）参照）

12. 公式テキスト

公益社団法人 顔と心と体研究会「メンタルメイクセラピスト®検定公式テキスト<実技編>」（ワニブックス）

13. 試験結果の通知

1. 11月25日（月）までに、受験者にメールにて試験結果（合否及び点数）を通知します。
2. 試験結果についての問合せは受け付けません。
3. 問題と正解を一定期間当法人ホームページに掲載します。閲覧希望の方は、事務局までメールにてご連絡ください。パスワードをお知らせします。
4. 合格者には、携行用（カード型）の認定証をお送りします（無料）。
5. 賞状型の認定証又はバッチ（当法人ホームページにてご覧になることができます）をご希望の方は、別途お申し出ください（有料）。
6. 試験結果の統計（受験者数・合格者数・合格率・平均点数）をホームページ上で公表します。

14. 試験に関する注意事項

- (1) 受験料払込後の取消し・返金はありません。
- (2) 受験者は、試験開始時刻の10分前までに試験会場に入場し、受験票記載の受験番号により指定された席に着き、受験票を所定の場所に表示してください。
- (3) **受験票を提示しない者は、受験できません。**
- (4) 試験開始時刻に遅れた場合には、受験できません。

- (5) 駐車場・駐輪場、喫煙施設、託児施設等の用意はありません。
- (6) 試験問題に関する質問は受けません。
- (7) 試験開始後に退出した場合、再入場はできません。
- (8) 試験会場では、試験官の指示に従ってください。
- (9) 問題用紙・回答用紙はすべて回収します。試験会場から持ち出すことはできません。
- (10) 受験に当って不正行為があった場合には、直ちに退場させられます。不正行為により退場処分を2回以上受けた方は、以後5年間の受験が認められません。不正行為とは以下の行為をいいます。
 - 他人による身代り受験を行うこと
 - 参考書・ノート等、使用が認められないものを参照すること、又はこれらを他人との間で貸借すること
 - 不正使用の目的をもって作成した文書を試験場に持込むこと
 - 机等への書き込み・携帯電話やスマートフォンの利用等により、不正に回答を得ること
 - 他人の答案を覗き見、筆写すること、又は答案を故意に他人に見せること
 - 他人と答案用紙を交換すること
 - 私語・動作・携帯電話やスマートフォンの利用等により、不正に他人との連絡を試みること
 - 試験監督者の注意・指示に従わないこと
 - その他、試験の公正を害するとみなされる行為を行うこと
- (11) 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の無線通信機能のある電子機器類については、設定したアラーム機能を必ず解除するとともに、電源を切り、配布された封筒に入れ、試験監督者の指示に従って処置してください。時計代わりに使用はできませんので腕時計を持参してください。スマートフォン等は機種により電源の切り方が異なりますので、事前に各自ご確認ください。指示に従わずに所持していることが判明した場合、不正行為とみなします。

15. 資格に関する注意事項

- (1) この資格（4級）には有効期限はありません。ただし、将来この資格が3級試験を受験するための条件となる場合には、3級試験受験前5年以内にこの資格を取得したことが求められることがあります。このような条件については、将来、当法人のホームページにて公表しますので、ご注意ください。
- (2) この資格は、セルフメイクを行うために十分な知識があることを認証するものです。他者に対してメイクを行うこと又は他者にメイクの講習・指導を行うことはできません。
- (3) **メンタルメイクセラピストの資格名称は、公益社団法人顔と心と体研究会がその資格認証制度を通じて有資格者の知識や能力を保証するものであり、その目的に照らして適切に使用されなければなりません。特に、メンタルメイクセラピストの資格名称を**

使用して活動を行いながら、その活動と関係のない、特定企業の特定の化粧品、機器、サプリメント等の販売促進などの営業活動を行うこと、又はメンタルメイクセラピーの対象者や第三者に対して、メンタルメイクセラピストとしての活動と営利を目的とする化粧品会社や美容団体などの活動を混同させるような行為を行うことは認められません。これに関して、以下のことを守ってください。

- ① メンタルメイクセラピストとして活動する場合と、特定企業の化粧品の販売促進などの営業活動をする場合とで名刺を分けること
- ② 講習・講演等で、特定企業の化粧品のセールストークもする場合、メンタルメイクセラピストの資格保持者としての発言だと参加者に誤認されないように注意すること（プログラムを区切って話す等※1）

※1「これで、メンタルメイクセラピストとして活躍する際の留意点についてのお話を終わります。次に、メンタルメイクセラピストとして、具体的にどのような化粧品を使えばベストな効果が得られるかについて、△△化粧品の立場から、休憩後にご提案したいと思います。」

- ③ 電話相談等で、特定企業の化粧品のセールストークもする場合、メンタルメイクセラピーの資格保持者としての発言だと相手に誤認されないよう注意すること（販売員の身分や販売のための資格保持者の立場を表明して話す等※2）

※2「〇〇の跡を隠すには、例えば、私は△△の社員なのですが、社員の立場としては△△で販売している□□を使うとよいですよ。」

上記に違反する行為が行われた場合には、メンタルメイクセラピストの資格が取り消されることがあります。

- (4) メンタルメイクセラピスト資格認証事業は、公益に資する事業として内閣総理大臣から公益認定を受けていますが、メンタルメイクセラピストの資格そのものについて国が認定し又は保証を与えているものではありません。メンタルメイクセラピストの資格名称の使用において、このような誤解を生じさせることのないようにしてください（例えば、「内閣府認定メンタルメイクセラピスト」のような標記はしないでください）。

16. 個人情報の取扱い

この検定試験の受験を通じて取得した個人情報は、当法人のプライバシーポリシーに従って取扱います。プライバシーポリシーについては、こちらをご覧ください。